

附 則（平成七年三月三一日人事院規則九一八二一一）
 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一八二一一二）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月一八日人事院規則九一八二一三）
 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一一月一日人事院規則九一八二一四）
 （施行期日）

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前から引き続き結核性疾患による給与法附則第六項に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の規則九一八二第五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成二十三年一月一日前から結核性疾患」と、「九十日」とあるのは「一年」と、同条第二項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成二十三年一月一日前から結核性疾患」と、「九十日」とあるのは「二年」とする。

附 則（令和六年三月二九日人事院規則一八二）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。
 （雑則）

第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。